**●公共建設発生土処分に関する各様式の記載にあたっての注意事項**

**1.(様式１) 確認届(受入地・仮置場)**

○請負人が自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合に、各発注機関の工事担当者へ　提出を要するものです。(決裁欄(所長～課員)は、各発注機関用に変更してお使いください。)

**2.(様式２) 建設発生土搬出のお知らせ**

○建設発生土の搬出先への情報提供として受入地が存する市町村に対し、発生場所から他の　　市町村へ地山土量100ｍ３以上の建設発生土を搬出する場合に提出を要するものです。

○受入地が神奈川県かながわ環境整備センターへの工事間流用およびＵＣＲ横須賀市久里浜港の場合は、「横須賀市建設部土木計画課」へ直接持参、郵送、またはメールにて提出して　　　ください。(発生場所が横須賀市内の場合は提出不要)

**3. 副申書**

○神奈川県横須賀土木事務所以外の発注機関が提出を要するものです。

工事請負者がＵＣＲ横須賀市久里浜港受入地への土砂搬入申込書に添付し提出してください。

※工事監督主管課長の押印は不要

**4.第１号様式 処理計画書(ＵＣＲ横須賀市久里浜港用)**　両面印刷してご利用ください。

**◆申請には、添付書類を含め２部提出してください。**

○500㎥以上の土砂を搬出した場合に提出を要するものです。

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に基づき「500㎥以上の土砂搬出工事」について、その工事区域を管轄する横須賀土木事務所許認可指導課に土砂の搬出を開始する日から　起算して**２０日前までに提出**を要するものです。

※500ｍ３以上の場合で神奈川県知事へ発注機関が「処理計画届出除外承認申請」を行い、　　承認を受けたものは提出不要となります。

〇**第４号様式　処理計画補完書**

**◎当初の計画を変更して500㎥以上の土砂を搬出する(条例第５条第３項)**

当初500㎥未満であったが、その後５００㎥以上の土砂の搬出を行う場合

発注機関または工事受注者が土砂の搬出を開始する日の前日までに届出を行う。

○受入地がＵＣＲ横須賀市久里浜港の場合は下記の添付書類が必要となります。

添付書類

建設工事の位置及び区域を示す図面　→　工事現場の図面

搬出先の位置及び区域を示す図面　　→　受入地の地図

その他知事が必要と認める図書　→

・工事請負契約書の写し(工事名、工事場所、工期、年月日、発注者、受注者　印の内容を確認します。)

・公共建設発生土処分にかかる「指定処分Ａ(指定受入地)」特記仕様書の写し

(横須賀市久里浜港受入地用　ＵＣＲ)

　　　 ・搬入経路図

○**第５号様式 処理結果(廃止)報告書**

土砂の搬出が完了したら、｢第５号様式 処理結果~~(廃止)~~報告書｣を提出します。

500㎥以下になった場合は、｢第５号様式 処理~~結果(~~廃止~~)~~報告書｣を提出します。

**「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」届出･申請の手引(土砂の搬出編)をご覧ください。**

**注意）処理計画書の届出に関する問い合わせ先は、許認可指導課（046-853-8800　代表）まで。**

**5. (様式-１)処理計画届出除外承認申請書**

**発注機関用**

**(様式-２) 処理計画届出除外建設工事一覧表**

○「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に基づき、「500㎥以上の土砂搬出工事」　　　　　（工事間流用・指定受入地、指定処分Ｂ、確認処分、浚渫土および改良土を含む)について、神奈川県知事へ発注機関が「処理計画届出除外承認申請」を行なう場合、その工事区域を　　管轄する横須賀土木事務所許認可指導課に土砂の搬出を開始する日から起算して　　　　　**３０日前までに提出**を要するものです。

**注意）届出に関する問い合わせ先は、許認可指導課（046-853-8800　代表）まで。**

**6. 工事間流用確認書 発注機関用**

　○土砂搬出工事(搬出側) が土砂利用工事(利用側) と、工事間流用の調整が整った場合に　取り交わし搬出側と利用側の両者が保管します。